

西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件

西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会委員を次のように委嘱する。

令和 4 年 5 月 18 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重 松 司 郎

1 委嘱委員

学識経験者	添田 晴雄
保護者代表	角田 陽子
関係行政機関職員	油井 光伸
関係行政機関職員	小川 智弘
関係行政機関職員	竹原 一典
関係行政機関職員	杉山 幹雄
関係行政機関職員	北村 隆枝
関係行政機関職員	齋藤 優子
関係行政機関職員	大西 学
関係行政機関職員	藤井 顕真
関係行政機関職員	浅野 いづみ
関係行政機関職員	小川 陽子
関係行政機関職員	古川 章子
関係行政機関職員	河野 恒興

2 委嘱年月日

令和 4 年 5 月 24 日

3 委嘱期間

令和 4 年 5 月 24 日から令和 4 年 8 月 31 日まで

(参考 1)

○提案理由

西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会設置に伴う委員委嘱

(参考 2)

○西宮市附属機関条例 (抜粋)

(委員)

第 2 条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。

(西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会の特例)

第 4 1 条 第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会 (以下この条において「委員会」という。)の委員に委嘱され、又は任命された者の任期は、当該委員の委嘱又は任命の日から当該日の属する年の 8 月 31 日までとする。

2 委員会における第 3 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第 1 項、第 3 項及び第 4 項ただし書中「副会長」とあるのは「副委員長」とする。

西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会委員

添 田 晴 雄	大阪公立大学	教授
角 田 陽 子	西宮市立西宮高等学校	保護者代表
油 井 光 伸	西宮市立西宮高等学校	校長
小 川 智 弘	西宮市立西宮高等学校	教頭
竹 原 一 典	西宮市立西宮高等学校	教頭
杉 山 幹 雄	西宮市立西宮高等学校	教諭
北 村 隆 枝	西宮市立西宮高等学校	教諭
齋 藤 優 子	西宮市立西宮高等学校	教諭
大 西 学	西宮市立西宮高等学校	教諭
藤 井 頭 真	西宮市立西宮高等学校	教諭
浅 野 いづみ	西宮市立西宮高等学校	教諭
小 川 陽 子	西宮市立西宮高等学校	教諭
古 川 章 子	西宮市立西宮高等学校	教諭
河 野 恒 興	西宮市立西宮高等学校	教諭

以上 14 名

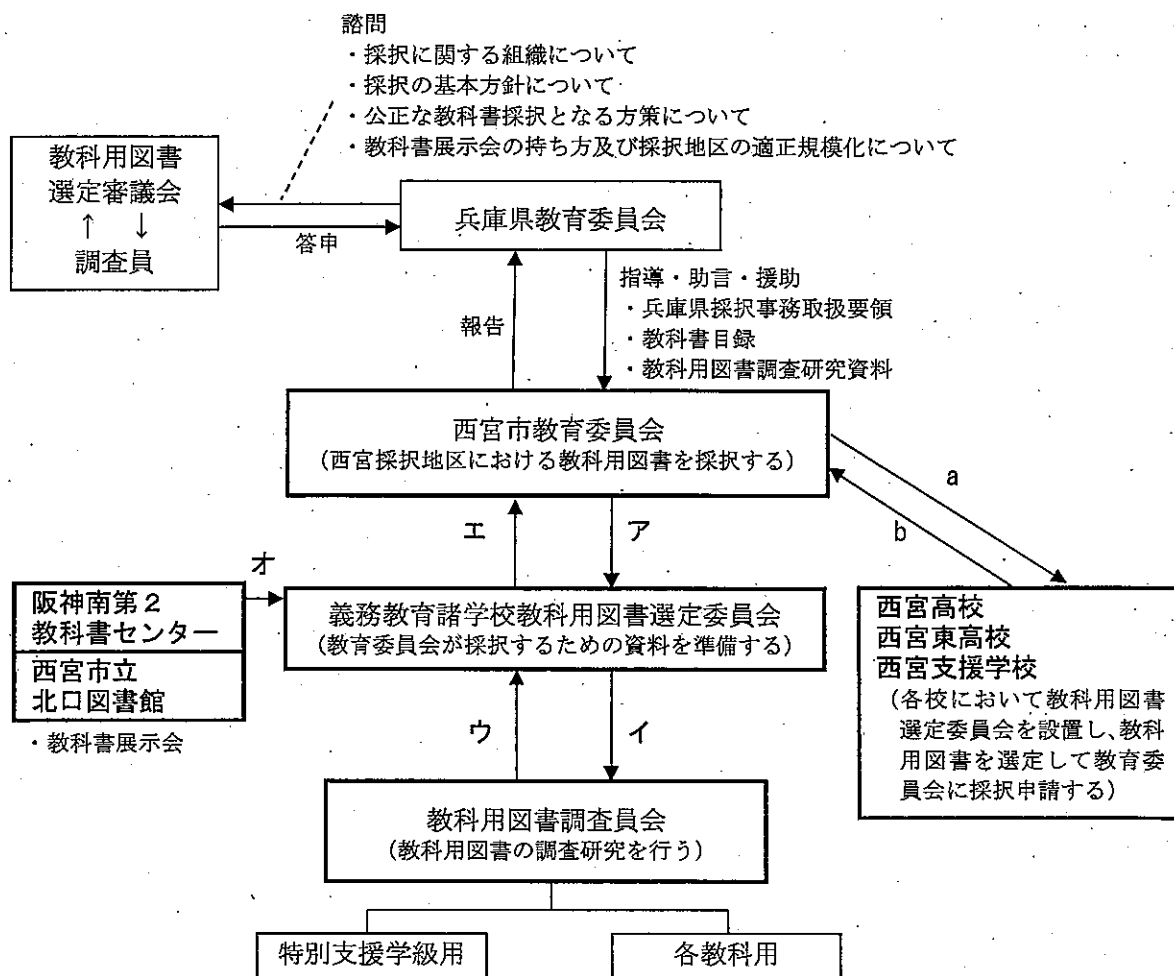
教科用図書選定委員会委員委嘱に係る内規

- 1 義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員のうち学識経験者については、教育系の学部または学科を設置している西宮市内の大学から、学長もしくは学部長による推薦者1名を教育委員会会議に提案することとする。
- 2 義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員のうち保護者代表については、西宮市PTA協議会からの推薦者2名を教育委員会会議に提案することとする。
- 3 西宮市立西宮高等学校教科用図書選定委員会、西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会、西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会の委員については、各校の校長からの推薦者を教育委員会会議に提案することとする。

西宮市教育委員会 学校教育課

令和4年4月1日

◆教科書採択のしくみ



※上記記号の意味

ア 指導・助言・援助

- ・義務教育諸学校の教科用図書採択について、採択のための資料とする教科用図書の調査研究について指示する。
- ・採択に関する基本方針を示す。

イ 委嘱

- ・調査員に教科用図書の調査研究を委嘱する。

ウ 報告

- ・教科用図書の調査研究結果を報告する。

エ 報告

- ・教育委員会が採択を行うための資料として、教科用図書の調査研究結果をまとめ報告する。

オ 情報提供

- ・教科書展示会において集約した市民等の意見を、参考資料として提供する。

a 諮問、指導・助言・援助

- ・高等学校及び特別支援学校の教科用図書採択において、選定する教科用図書について諮問する。
- ・採択に関する基本方針を示す。

b 採択申請

- ・選定した教科用図書を採択申請する。

西宮市立高等学校及び西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）第50条の規定に基づき、西宮市立高等学校教科用図書選定委員会及び西宮市立西宮支援学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の傍聴)

第2条 選定委員会の会議は非公開とする。

(会議録の調製)

第3条 選定委員会の委員長は、会議録を調製し、次の事項を記録するものとする。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席者名
- (3) 会議の主な内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

(会議録の公開)

第4条 会議録は当該年度の8月31日まで非公開とする。

(情報の提供)

第5条 前条に定めるほか、会議に係る情報の提供に当たっては、同条の規定による会議録の取り扱いに準ずるものとする。

(任務)

第6条 選定委員会の委員長は、選定結果を選定資料とともに、市教育委員会に採択申請する。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、教育委員会学校教育部学校教育課において処理する。

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成30年4月1日より実施する。

この要領は、令和3年9月1日より実施する。

西宮市情報公開条例

[3]

(昭和62年3月25日)

(西宮市条例第22号)

沿革

- 平成3年4月2日 条例2号 [1]
- 平成12年3月30日 条例38号 [2]
- 平成13年3月28日 条例33号 [3]
- 平成15年12月26日 条例24号 [4]
- 平成25年7月10日 条例3号 [5]
- 平成25年12月27日 条例21号 [6]
- 平成25年12月27日 条例39号 [7]
- 平成28年3月28日 条例27号 [8]

(目的)

第1条 この条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を保障することにより、市の諸活動を市民に説明する責任が全うされるようにするとともに、市民参加による開かれた市政の推進を図り、市民の市政への信頼を深め、もって市政の公正な運営の確保に努めることを目的とする。

[3]

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 実施機関が公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。ただし、電磁的記録にあつては、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により公開することをいう。

[1] [3] [6] [7]

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、市民の公文書の公開を請求する権利が適正に保障されるように、この条例を解釈し、および運用しなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求する者は、この条例により認められた権利を適正に行使するとともに、公文書の公開を受けた者は、これによつて得た情報を、第1条の目的に則し、適正に使用しなければならない。 [3]

(請求権者) [3]

第5条 何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。 [3]

(公開義務) [3]

第6条 実施機関は、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求をした者（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができない情報
- (2) 通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる個人に関する情報で、特定の個人が識別されうるもの。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、身体若しくは健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活若しくは環境に重大な影響を及ぼすおそれのある違法若しくは著しく不当な事業活動に関する情報を除く。
- (4) 市と国、地方公共団体その他公共団体（以下「国等」という。）との間の協議依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、当該国等との協力関係又は信頼関係を著しく害すると認められるもの
- (5) 市の内部又は市と国等との間における調査、検討、審議、企画等の意思形成過程に関する情報で、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市又は国等が行う立入検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報で、公開することにより、当該事務事業又はこれと同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの
- (7) 公開することにより、人の生命、身体若しくは財産等の保護、公共の安全又は秩序の維持に支障を及ぼすと認められる情報

[2] [3]

(非公開の時限性及び部分性) [3]

第7条 実施機関は、非公開情報が記録されている公文書であっても、期間の経過により、非公開とする合理的な理由がなくなった場合においては、公開しなければならない。 [3]

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部分に非公開情報が記録されている場合において、その部分を容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて公文書の公開をしなければならない。 [3]

(公益上の理由による裁量的公開) [3]

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第6条第1号に規定する情報に該当するものを除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該公文書を公開することができる。 [3]

(公文書の存否に関する情報) [3]

第9条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。 [3]

(公開請求の手続) [3]

第10条 公開請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下単に「請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 公開請求をしようとする者の氏名及び住所(法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3) その他実施機関の定める事項

[3]

2 公開請求をする者は、実施機関が公文書の特定を容易にできるよう必要な協力をしなければならない。 [3]

(公開の決定及び通知) [3]

第11条 実施機関は、請求書を受理した日から起算して15日以内に、公文書の公開をするか否かの決定(第9条の規定により公開請求を拒否する¹及び公開請求に係る公文書を保有していないことを理由とする公開請求を拒否する決定を含む。以下「公開決定等」という。)を行い、請求者に対し、当該公開決定等の内容を速やかに書面で通知しなければならない。 [3]

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に公開決定等を行うことができない場合においては、請求書を受理した日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の期間及び理由を請求者に通知しなければならない。

[3]

3 第1項の場合において、実施機関が公文書の公開をしないことの決定を行った旨の通知をするときは、その理由及び当該公文書に記録されている情報が非公開情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を付記しなければならない。 [3]

4 実施機関が、請求書を受理した日から起算して60日を経過して、公開決定等を行わないときは、請求者は公文書の公開をしないことの決定があつたものとみなすことができる。 [3]

([3])

(事案の移送) [8]

第11条の2 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等をするににつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 [8]

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。 [8]

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) [3]

第12条 公開請求に係る公文書に国、他の地方公共団体及び請求者以外の者(以下この条、第15条第3項及び第16条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 [3]

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する決定(次項、次条第1項及び第16条において「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第6条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

[3] [8]

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公文書の公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公文書の公開を実施する日を書面により通知しなければならない。 [3]

(公開の実施)

第13条 実施機関は、公開決定を行ったときは、速やかに、請求者に対し、当該公開決定に係る公文書の公開を行わなければならない。この場合において、公開決定を行った実施機関が第11条の2第1項の規定により移送を受けた実施機関であるときは、当該移送をした実施機関は、当該公文書の公開に必要な協力をしなければならない。[3][8]

2 実施機関は、公文書の公開を行うことにより当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第7条第2項の規定による公文書の公開を行うときその他相当な理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。[3]

(費用負担)

第14条 公開請求をして、公文書の写し(前条第2項に規定する写しを含む。)の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。[3]

2 前項の費用の種別及び負担すべき額は、規則で定める。[3]

(審査請求)[8]

第15条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について不服のある者は、当該公開決定等をし、又はすべきであつた実施機関に対し、審査請求をすることができる。[3][8]

2 前項の審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定による審理手続を行う者の指名をしない。[8]

3 実施機関は、第1項の審査請求が明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)別表に規定する西宮市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。[2][3][5][8]

4 前項の規定による諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

[3][4][8]

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)[3][8]

第16条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

[3][8]

(審査会の調査権限)[3]

第17条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等(公開請求に係る公文書を保有していないことを理由とする公開請求を拒否する決定を除く。第3項において同じ。)又は公開請求に係る不作為に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。[3][8]

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。[3]

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。[3][8]

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁に対し意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。[3][8]

(出資法人の情報公開)[3]

第18条 市が出資する法人で規則で定めるもの(次項において「出資法人」という。)は、この条例に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。[3]

2 市長は、出資法人に対し前項に規定する措置を講ずるよう要請するものとする。[3]

(公文書の目録等の作成)

第19条 実施機関は、公文書の目録その他公文書の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。[3]

(情報提供の推進)

第20条 実施機関は、公開することを目的として作成された刊行物その他の情報を積極的に市民に提供するよう努めるものとする。[3]

(運用状況の公表)

第21条 市長は、毎年この条例の運用状況について、公表するものとする。[3]

(適用除外)[3]

第22条 次に掲げる公文書については、この条例の規定は、適用しない。

(1) 法令又は他の条例の規定により、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手続が定められている公文書

(2) 西宮市立図書館その他市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書等で、公文書に該当するもの

(3) 官報、広報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売し、又は配布することを目的として発行されるもので、公文書に該当するもの

[3]

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。〔3〕

付 則

- 1 この条例は、昭和62年10月1日から施行する。
- 2 この条例は、つぎに掲げる公文書について適用する。
 - (1) この条例の施行の日以後に決裁または供覧等の手続を終了した公文書
 - (2) この条例の施行の前日に決裁または供覧等の手続を終了した公文書で、保存年限が10年以上と定められているもの

付 則 (平成3年4月2日西宮市条例第2号〔1〕)

- 1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 改正後の西宮市公文書公開条例の規定は、次に掲げる公文書について適用する。
 - (1) この条例の施行の日以後に決裁又は供覧等の手続を終了した公文書
 - (2) この条例の施行の前日に決裁又は供覧等の手続を終了した公文書で、保存年限が10年以上と定められているもの

付 則 (平成12年3月30日西宮市条例第38号〔2〕)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項及び第14条の改正規定は、同年10月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月28日西宮市条例第33号〔3〕)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成13年規則第14号により、平成13年9月25日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第5条の規定によりなされている公文書の公開の請求及び申出については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第13条第1項の規定によりなされている不服申立てについては、なお従前の例による。

(西宮市附属機関条例の一部改正)

- 4 西宮市附属機関条例(平成11年西宮市条例第36号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(西宮市個人情報保護条例の一部改正)

- 5 西宮市個人情報保護条例(昭和63年西宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

付 則 (平成15年12月26日西宮市条例第24号〔4〕西宮市個人情報保護条例付則6条による改正付則抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成16年4月1日〔中略〕から施行する。

付 則 (平成25年7月10日西宮市条例第3号〔5〕西宮市附属機関条例付則4条による改正付則抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年8月1日から施行する。〔以下略〕

付 則 (平成25年12月27日西宮市条例第21号〔6〕西宮市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例2条による改正付則抄)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年12月27日西宮市条例第39号〔7〕西宮市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例7条による改正付則抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。〔以下略〕

付 則 (平成28年3月28日西宮市条例第27号〔8〕行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例3条による改正付則抄)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた第3条の規定による改正前の西宮市情報公開条例(以下この項において「改正前の情報公開条例」という。)第11条第1項に規定する公開決定等又はこの条例の施行前にされた改正前の情報公開条例第6条に規定する公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。